

日本労働協会雑誌 一九八〇年十一月号 抜刷

「アウトサイダー組合」ユニオン構想 (上)

——一九四九年労働組合法改訂反対闘争を通じてみたその現代的意義——

遠藤 公嗣

(東京大学大学院)

研究ノート

「アウトサイダー組合」構想 (上)

ニニオン

——一九四九年労働組合法改訂反対闘争を通じてみたその現代的意義——

遠藤 公 嗣

(東京大学大学院)

- 一 はじめに
- 二 「アウトサイダー組合」構想の提起
 - 1 労働組合法の改訂
 - 2 構想の内容
 - 3 全法協の性格
 - 4 構想の起源
- 三 諸政治主体の反応と労働省の対応
 - 1 日経連
 - 2 総同盟と民同派
 - 3 GHQ労働課
 - 4 労働省
- 四 産別会議の方針転換
 - 1 産別会議と井筒宣部長談話
 - 2 方針転換の背景
 - 3 方針転換による見解分岐
- 五 中労委における労働組合の資格審査問題
 - 1 中労委の資格審査権限
 - 2 中労委規則第二二条

(以上本号)

- 3 帝銀争議調停と電産争議調停
- 4 中労委解釈指示第一号
- 六 産別会議の新方針とその帰結
 - 1 産別会議の新方針
 - 2 労働組合の実態
 - 3 中労委規則第二二条第四号の運用変更
- 七 むすび

一 はじめに

「アウトサイダー組合」^{ニニオン}構想とは、一九四九年に制定された改訂労働組合法の立法反対闘争の中で、同法の国会通過後に提起された反対闘争方針である。この構想は、当時は大変な社会的注目を集めながらも、現在では忘れ去られている。しかし、この構想こそ、制定法として

の労働組合法と実在する労働者団結との第二次大戦後における緊張関係を、日本において集中的に体現していたのであった。本稿の課題は、この構想の提起から消滅までの短い生涯を跡づけ、その史実の中から、この構想がなかば無自覚的に保持していた現代的意義を明らかにすることにある。しかも、改訂労働組合法は現代日本労資関係の基本的な法的枠組を規定しているのであり、もしこの枠組の特徴を考察しようとするならば、枠組形成時に枠組そのものを問題とした「アウトサイダー組合」構想は、是非とも検討されなければならないのである。

ところで、本論にはいる前に、資本主義国家は如何なる論理によって労働組合法を制定するのかを、そして、両大戦をへた現代資本主義国家においては、労働組合法は如何なる特徴を付与されるのかを検討しておくたい。この特徴の日本的形態が、「アウトサイダー組合」構想に密接な関連を持っているからである。

この検討に際して、まずもって取り上げるべき見解は、いわゆる労使関係法の一環として労働組合法を理解する見解である。たとえば、氏原教授によれば、「争議権を含む団結権の承認は、争議行為を頻発させるのではなく、逆に労使関係におけるルールを自主的に作り、その違反を防止し、争議行為をルールにのせる効果を持っていた」のであり、「労働者の団結に関する立法はすぐれて経済的⁽³⁾」であった。また戸塚教授によれば、「資本主義国家は、労働組合が労働者の労働力商品を集団的に販売する組織として機能する限りにおいて、労働組合を資本主義社会における社会制度として法認する」のであった。両教授の見解によれば、労働力商品の集団的売買をルール化する法が労働組合法なのであり、そのよう

なものとしての労働組合を資本主義国家は法認しうるのである。阿教授の見解は、資本主義社会に特有な労働力商品化を資本主義国家における労働組合法認論理の基底にすえるものといつてよく、その限りでは、労働組合法が制定される論理の一面を正確に把握するものと思われる。

このような見解にそつてみると、第二次大戦後の現代資本主義国家では、労働組合法に如何なる特徴がみいだされるだろうか。そこでは、第一に、労働組合の活動が刑事・民事責任を免れるだけでなく、労働組合は積極的に保護されることが一般化している。労働組合保護による団体交渉制度促進が、現代資本主義国家の労資関係政策の基軸にすえられているのである。しかしながら第二に、その保護は無限定に与えられるのではなく、保護の範囲を明示しつたなされるものであることは注意されねばならない。第二次大戦後の立法では、第一の点を基軸としつつもむしろ第二の点が強調されること、このことがその特徴なのである。その際、保護範囲の明示が労働組合の組織構造と運営への規制として行なわれることもまた、注意されねばならない。そして、そのための手段の一つの形態に、英米型ともいふべき形態が指摘できる。すなわち、組合の組織構造と運営に一定の条件を付し、その条件を満たすことを労働組合法による保護や手続参加の資格とする形態である。アメリカにおける一九四七年タフト・ハートレー法、一九五九年ランドラム・グリフィン法、イギリスにおける一九七一年労働関係法がその典型例であらう⁽⁵⁾。

この第二次大戦後の立法の特徴を、一九七一年労働関係法に即してやや詳しく検討してみたい。同法は一九六

〇年代に増加した非公認争議の規制を主目的としたが、同法には以下の注目すべき二面があると思われる。第一の面は、労使関係のルールに反すると同法が規定する組合活動を「不正労働行為」と呼び、その規制手段の中心に「登録制度」を設定したことである。「登録制度」とは、労働組合に詳細な組合運営規則の登録を要求することである。

ことで組合の組織構造と運営に介入し、登録を同法の手続参加資格とすることで組合を登録に誘導するものであった⁽⁶⁾。これを同法の主目的たる非公認争議規制に即してみるならば、登録組合の登録規則に反する非公認争議を「不正労働行為」とし、また非登録組合の「不正労働行為」は登録組合に比して著しく不利益に取扱うことで、非公認争議の減少を企図したのである。第二の面は、組合加入・組合活動を理由とする使用者の不利益取扱いもまた「不正労働行為」とされ、使用者からの労働者個人の保護が、不十分ながらもイギリス立法史上初めて規定されたことである。同法が第一の面を中心としていることはもちろんだが、しかし第二の面が存在することを看過してはなるまい⁽⁷⁾。

さて、いうまでもなく、英米型ともいふべき規制手段形態が成功するか否かは、労働運動の展開に左右されるをえない。英米型の手段形態の法的性質からして、立法が労働運動によって無視され死文化する可能性があるからである。事実、イギリスの労働組合は登録を拒否することによって、一九七一年法を死文化したのであった⁽⁸⁾。ふりかえって日本の一九四九年改訂労働組合法を想起するならば、それが英米型の手段形態を規定していたことは明らかである。「アウトサイダー組合」構想は同法制定後の闘争方針であつて、それは、いふなれば、労働組合法と労働者団結との第二次大戦後の緊張関係の、日本における産物なのであつた。本稿の課題設定は、以上のような第二次大戦後の労働組合法の特徴の中に位置づけるならば、その重要性ははや明らかであらう。

労働組合法と労働者団結との第二次大戦後の緊張関係の、日本における産物なのであつた。本稿の課題設定は、以上のような第二次大戦後の労働組合法の特徴の中に位置づけるならば、その重要性ははや明らかであらう。

- (1) 組合をニオンと読む読者はこの構想特有のものである。
- (2) この見解に對立する見解として、労働組合法を労働基本権あるいは生存権などの「権利」を具体的に保障する立法の一環であると理解する見解がある。この見解の方が日本では多数説と思われるが、この見解によつては、資本主義国家は何故労働組合を許容できるのかについて、資本主義国家の内在的論理によつて説くことは困難であると思われる。この見解の批判については、さしあたり拙稿「一九四五労働組合法の形成」(『日本労働協会雑誌』第二四二号、一九七五年五月、六九、七〇頁、および渡辺洋二「法社会学の課題」(一九七四年、東京大学出版会、所収の労働法関係論文を参照せよ)。
- (3) 氏原正治郎「労働基本権論争の行方」(『季刊労働法』第〇〇号、一九七六年六月)五三頁、同「労働関係における経済と法」(『農村と労働の法社会学、磯田進教授還暦記念』一九七五年、一粒社)二〇二頁。
- (4) 戸塚秀夫「同僚ストライキ」と団体交渉」(『季刊労働法』第九八号、一九七五年二月)九四頁。
- (5) 今一つの手段形態には英米型ともいふべきものが指摘できる。すなわち、従来は企業外的存在であつた労働組合に企業内での組織と活動の保障を与え、これを通じて組合の組織構造と運営へ企業分断的性格を与えようとする形態である。フランスの一九六八年企業内の組合活動に関する法律、イタリアの一九七〇年労働者憲法はその典型例であらう。
- (6) 戸塚秀夫、徳永重良編「現代労働問題」(一九七七年、有斐閣)一一四、一一五頁では「一九七一年労働関係法における「登録制度」の意義は明確でない。このことは保守党政権下で成立した同法が「労働党政権案との最大の違い」とされることがうかがえる。同法と労働党政権案との有無であった。なお、「登録制度」に限らず、同法が労働党政権案ではなく一九六八年四月の保守党提案を継承した面が強いことはほぼ通説なのである。」「労働党政権案と大差なく」とするのは誤りであらう。この点についてはたまたまClegg, H. A., *The System of Industrial Relations in Great Britain*, 2nd ed. (1972, Basil Blackwell) p. 441. 巻末の「附録」(The Industrial Relations Act 1971, p. 441)を参照せよ。
- (7) 一九七一年労働関係法(1971, Crabbree, C., *The Industrial Relations Act 1971*, Charles Knight)が詳細な解説を載せ、なお「Factbook」第三一七号、一九七二年十月一日、「日本労働法学会」第四一號、一九七三年、のイギリス労働関係法特号を参照せよ。

(8) 大陸型というべき手形形態では、組合活動が企業内に拡張されることによって、経営権が制約され振食される可能性がある。フランスやイタリヤの労働者はこの道をたどりようとしているかにみえる。

二 「アウトサイダー組合」構想の提起

1 労働組合法の改訂

日本最初の労働組合法は一九四五年労働組合法（本稿では一九四五年法と呼ぶ）であり、一九四九年改訂労働組合法（本稿では一九四九年改訂法と呼ぶ）はこれを大幅に改訂したものであった。一九四九年改訂法が制定されたことは、戦後日本労働政策の転換を象徴しており、両法における労働組合法の論理は、大きく異なっている。一九四五年法における労働組合は、単に労働力商品の集団的販売組織にとどまらない。一九四五年法第一条によれば、それは労働者の社会的政治的地位の向上をも企図するものであって、産業を復興し日本社会を近代化する担い手でもあった。⁽¹⁾一九四五年法は、このようなものとしての労働組合を積極的に保護したのである。それは、戦後危機状況のもとで、日本資本主義が労働組合に対していわば過剰な譲歩をなし、これによってなおも労働組合を体制内に包摂しようとしたことを示しているといつてよい。これに対して一九四九年改訂法第一条に詳述される立法目的は、労働組合を労働力商品の集団的販売組織としてのみ法認しようとする論理を明示したものであった。いわば、危機状況のもとでの過剰な譲歩を撤回し、日本資本主義の相対的安定にふさわしい法認論理を強調したのである。⁽²⁾一九四九年を画期とする戦後日本労働政策の転換は、労働組合法の立法目的に即してみれば、以上のようなものであった。

このような法認論理の転換とともに、法による労働組合の取扱いに二つの重要な変更が加えられた。第一は、いわゆる「届出主義」からいわゆる「自由設立主義」への変更である。一九四五年法は、設立された労働組合に規約や役員の行政官庁への届出義務を課していた。この規定は戦前の労働組合法案の規定の影響を残したものとみてよい。この規定によれば、実際の運用がゆるやかであったことはともかく、法のたてまえからは届出のない限り労働組合とは認められなかったのである。これに対して一九四九年改訂法は、届出義務を全廃した。したがって、労働組合は法と無関係に設立できることになったのである。しかしながら第二に、一九四九年改訂法は、組合の組織構造と運営に一定の条件を付し、その条件を満たすことを同法による保護や手続参加の資格とした。この規定は一九四七年タフト・ハートレー法の規定を継受するものといつてよく、第二次大戦後における労働組合法の英米型の手形形態の特徴を示しているのである。それは、「自由設立主義」のもとで、なおかつ法が組合の組織構造と運営に介入する手段であった。

第二の点を規定する一九四九年改訂法の条文は、第二条と第五条である。第五条第一項は、

労働組合は、労働委員会に証拠を提出して第一条及び第二項の規定に適合することを立証しなければ、この法律及び労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）に規定する手続に参与する資格を有せず、且つ、これらの法律に規定する救済を与えられない、但し、第七条第一号の規定に基づく個々の労働者に対する

保護を否定する趣旨に解釈されるべきではない。

と規定していた。ここでいう第二条とは、本文で労働組合を定義し、その但書で「左の各号の一に該当するものはこの限りでない」として、要約すれば、

一、監督的地位にある労働者や使用者の利益代表者の参加を許すもの

二、使用者による経費援助を受けるもの

三、福利事業のみを目的とするもの

四、主として政治運動、社会運動を目的とするもの

の四号を列挙していた。要約すれば、規定は一九四五年法第二条と大差はない。しかし、一号と二号がはるかに詳細な規定にかえられたのであって、この両号こそが当時の労働組合運動の実態と鋭く対立し、法改訂のめざすところを示す規定であった。また第五条第二項は、組合規約に含まれるべき九項目を掲げていた。その多くは組合の組織構造と運営に関するものであって、当時の労働組合の規約ではあまり整備されていない点を指摘していた。第五条第一項は、これらの組織構造と運営への介入と、一九四九年改訂法による保護や手続参加との関係を示したものであった。

(1) 一九四五年法については、さしあたり、前掲拙稿（七）を参照せよ。特に、制定法としての一九四五年法第一条を原案たる労働組合法案委員会報告書（案）第一条でもって理解してはばかまわぬことは、前掲拙稿（七）七五頁を参照せよ。

(2) 一九四九年改訂法の原案作成過程については、竹前栄治「一九四九年労働組合法改正前史」（中村隆英編『占領期日本の経済と政治』一九九九年、東京大学出版会）同「昭和二十四年労働組合法改正と占領政策」（労働問題研究）創刊号、一九八〇年、五月号を参照せよ。なお、一九四五年法と一九四九年改訂法の規定全体の比較検討は小稿のないうところではない。次稿の主題とした。

2 構想の内容

一九四九年改訂法は、多くの労働組合の反対闘争にもかかわらず、五月二十二日国会を通過した。全国労働組合法規対策協議会（全法協）は、五月二十七日の総会で「労働法規改悪後の闘争方針」を決定したが、その「基本方針」の「九」に掲げられたのが次に引用する「アウトサイダー組合」構想であった。

九、労委へ組合規約、労働協約等の証拠を提出して組合法二条及び五条二項につき適法である証明を受けないアウトサイダー組合であっても、次の権利を有するからアウトサイダー組合活動を広汎に組織すると共に御用労働委員会ボイコット闘争を拡大する。アウトサイダー組合と労働関係法

(イ)組合員の範囲、規約、労働協約に対し、法の拘束を受けず自由である。

(ロ)使用者はアウトサイダー組合であっても、組合活動に対し解雇その他不利益な取扱をなし得ない。（五条但書）

(ハ)法による手続に参加できず、法に規定する救済を与えられない（五条）が、このことは具体的に次の如く僅かである。

(1)組合から斡旋、調停、仲裁を労委へ申請できない。（今後組合に有利な斡旋等は期待できないからあまり不利になることはない）

(2)使用者が団体交渉を拒否したり、組合の運営に介入することを不当労働行為であるとして、労委へ提訴できない。（實際上、法律上の組合であって

も、これは死文に等しい）

(3)改悪法上の法人にならない。（事業を営まない以上は所得税を課せられることはありえない）

(4)施行後新たに労働委員を推薦する母体となることはできない。

(5)公益事業では労働法の適用はないから直ちに合法的に争議権を発動する。しかし調停の手続を行う必要あらば

(A)使用者にさせればよい。

(B)使用者がしなければ、労働法一八条四号に従い、労委に対し「職権調停しなければ争議行為に入る」旨通告する。

(6)一般にアウトサイダー組合といえども争議その他の組合活動について民、刑事上の免責を受けることは改悪法に則った組合と全く同様であることを附言する。

この構想提起につき、全法協議長林武雄の論文「アウトサイダー組合の正しい意義」が六月十四日までに発表され、さらに全法協顧問横山不二夫の手になる無署名論文「アウトサイダーへの闘争」が六月十七日のやや後に執筆発表された。「アウトサイダー組合」構想は「人の意表に出た」構想であり、それが五月二十七日の全法協総会に出席した「八七組合三百人」の前に示されたこともあいまって、構想は社会的注目を一挙に集めることになった。

構想の法解釈上の論理には、引用文が言及するよう、一九四九年改訂法第二条と第五条の規定が深く関係する。全法協の解釈は次のとおりであった。第五条第一

項の「立証」をしない労働組合、すなわち「アウトサイダー組合」も当然存在することができ、したがって「アウトサイダーユニオン」となればよいに、具体的にどんな不利があるであらうか」と検討すれば、不利な点はわずかで有利な点は多い、利不利を「プラス、マイナス」してみればよい、このような改悪法のもとにおいては、アウトサイダー・ユニオンとして対抗的にあることの方がはるかに有利」なのであった。不利な点は引用文「九」の(イ)に明らかだが、有利な点と考えられていたのは、一九四九年改訂法第二条の一号二号に抵触するような、上層管理職までも組合員化する組織形態や組合専従者賃金使用者に支払わせる慣行などが、そのまま維持できる点であった。

このような「アウトサイダー組合」構想は、その論理のうちに、労働組合法と労働者団結との関係について、注目すべき前提を置いていたといつてよい。すなわち、制定法としての労働組合法によってサンクションされた労働組合と労働組合の名をもって実在する労働者団結とは必ずしも概念的に一致しないこと、このことをなれば、無意識に前提していたのである。戦後日本においては、極論するならば、まず労働組合法が制定されついで労働組合が結成されるという特殊な事態が進行したといつてよく、前述の一九四五年法の「届出主義」ともあいまって、労働組合は労働組合法によって創設されるという考え方が、労働運動の中にも少なからず存在したことは否定できない。このような戦後日本労働運動の理論的脆弱性にもかかわらず、まさにその労働運動の中から、資本主義国家が労働組合を法認する論理と労働者団結そのものの論理とは必ずしも一致するものでないこと、このこ

との把握に一步ふみ出した証左こそ「アウトサイダー組合」構想であった。

さて、全法協の「アウトサイダー組合」構想については、次に述べるような諸点も注意しておくべきであろう。

第一は、構想の用語の問題である。構想を提起した全法協は、必ず「アウトサイダー組合」「アウトサイダー・ユニオン」の用語を用い、換言するにしても「憲法組合」「自由組合」を主張している。そして、構想の反対者が「法外組合」「無資格組合」「不適格組合」と呼ぶことを、不正確であると批判している。その理由は「アウトサイダーなる用語は政府の一方的にして正当でない解釈および行政措置——すなわち統制に反対するという意味であって、憲法の適用は……もちろん、労組法労調法の一定条項の適用は受けるから「法外」なる語は当らない」のである。

第二に、一九四九年改訂法のいわゆる「自由設立主義」についての評価である。「表面上は届出制を廃止しているが、「自由設立主義とは真赤なうそで実質は認可制を採用している」というのが、その評価であった。⁽⁸⁾ 第二条及び第五条第二項にかなう労働者団結のみが労働組合として「認可」される規定が第五条第一項であると、全法協には考えられていたのである。

第三に、第五条第一項の審査を行なう労働委員会についての評価である。それはすでに「労働者階級にたいする公然たる攻撃の機関化している状況」があり、一九四九年改訂法では「労働委員会そのものの完全御用化の権力的方向づけ」がなされているというのが、その評価であった。⁽⁹⁾ すでに一九四八年末に出された二つの政令によ

って、中労委は地労委に対して指示助言をなすことが可能となり、また、労使の推薦または同意を得ることができなかつたときは、労働大臣または都道府県知事が自己の判断により任意に労使委員を委嘱することができるとなった。⁽¹⁰⁾ 後者にもとづいた職権委嘱は二月以降一部の地労委で行なわれていた。⁽¹¹⁾ また、一九四九年改訂法第十九条第一〇号は労働委員の罷免権を労働大臣に与えていた。こうした経過から、労委は中央集権化され労働者の御用機関となるから労働者側が利用する価値はもはやないと、全法協には考えられていたのである。

第四に、具体的運動方針の提起である。一九四九年改訂法を一応は遵守し、便法をもって当時の労働組合の実態を維持するという考えは、明確に拒否されていた。たとえば、第二条第二項に抵触する点について、「われわれは専従者給与と作業時間中の組合活動の自由を確保すべきであり、賃上げをもつて専従者給与をカバーする方法や、共済福利基金を会社に要求し、これを総会の決議により専従者給与等の組合の支出に振向ける便法を主眼とすべきではない」と述べていた。⁽¹²⁾ また「アウトサイダー組合活動を広汎に組織する」ことが主張され、五月二十七日の全法協総会では「アウトサイダー組合を地域的に組織する運動を起こしていくという断固たる決意を明らかにしたのが注目」されていた。⁽¹³⁾ このように、具体的運動方針としては、積極的なアウトサイダー組合化やその組織化が考えられ、これでもって一九四九年改訂法に象徴的な労働政策の転換と対決しようとしていた。そして、この方針は「階級的にも正しいゆき方として評価されていい」と考えられていたのである。⁽¹⁴⁾

(1) 産別会議機関紙「労働戦線」一七六号、一九四九年五月二十九日
(2) 産別会議機関紙「労働戦線」一七六号、一九四九年五月二十九日
(3) 産別会議機関紙「労働戦線」一七六号、一九四九年五月二十九日
(4) 産別会議機関紙「労働戦線」一七六号、一九四九年五月二十九日
(5) 産別会議機関紙「労働戦線」一七六号、一九四九年五月二十九日
(6) 産別会議機関紙「労働戦線」一七六号、一九四九年五月二十九日
(7) 産別会議機関紙「労働戦線」一七六号、一九四九年五月二十九日
(8) 産別会議機関紙「労働戦線」一七六号、一九四九年五月二十九日
(9) 産別会議機関紙「労働戦線」一七六号、一九四九年五月二十九日
(10) 産別会議機関紙「労働戦線」一七六号、一九四九年五月二十九日
(11) 産別会議機関紙「労働戦線」一七六号、一九四九年五月二十九日
(12) 産別会議機関紙「労働戦線」一七六号、一九四九年五月二十九日
(13) 産別会議機関紙「労働戦線」一七六号、一九四九年五月二十九日
(14) 産別会議機関紙「労働戦線」一七六号、一九四九年五月二十九日

社。本稿で「労働戦線」を引用するときは、特記しない限りこの複製版による。

- (2) 『全法協宣言資料三』(産別会議機関紙「調査資料」九八号、一九四九年七月二十一日)発表時期は「全法協宣言資料二六」が六月十四日に発表されていることから推測される。
- (3) 無署名論文は「産業労働調査月報」(第三巻第四号、一九四九年七月)所収である。同論文が「人民の法律」(創刊号、一九四九年八月一日)に横山署名論文として再録されていることによつて、執筆者が推測できる。「人民の法律」は全法協、民科法律部会、自由法曹団の共同編集誌である。また論文執筆時期は、六月十七日新聞発表されたGHQ労働課長代理ニミスの六月十六日付声明が、同論文に引用されていることから推測される。
- (4) 色川幸太郎「神外組合の法律問題」(「法律文化」第四巻第七・八号、一九四九年十月)三四頁。
- (5) 五月二十七日の全法協総会の参加者、全日本金属労働組合(全金属)機関紙「金属戦線」三四号、一九四九年六月二日。全金属は一九四九年改訂法制定反対闘争をもつと積極的に関与した組合であり、その機関紙「金属戦線」の反対闘争の記事は、産別会議機関紙「労働戦線」の記事よりも、しばしば詳細である。
- (6) 前掲「アウトサイダーの闘争」。
- (7) 前掲「アウトサイダー組合の正しい意義」。なお、「アウトサイダー組合」構想の擁護者であっても、全法協と直接関係を持たなかつた場合は、しばしば「法外組合」の用語を用いた。
- (8) 全法協「労働法規改正最終案に対する批判」(産別会議機関紙「調査資料」九二号、一九四九年五月二十一日)。
- (9) 前掲「アウトサイダーの闘争」および前掲「労働法規改正最終案に対する批判」。
- (10) 政令第三三三三号労働組合法施行令の一部を改正する政令(一九四八年十一月十一日)。
- (11) 政令第三八四号労働組合法施行令の一部を改正する政令(一九四八年十二月二十八日)。
- (12) 産別会議機関紙「労働戦線」の報じるところによれば、石川「労働戦線」一四七号、一九四九年二月十一日、埼玉(一四八号、二月十六日)、東京(一四四号、四月十七日)、神奈川(一七二号、五月十五日)、富山(一七五号、五月二十六日)の各地労委で職権委嘱が行なわれていた。
- (13) 前掲「労働法規改正後の闘争方針」の「個別方針」の「二の一」。
- (14) 同右の「基本方針」の「九」。先の引用文の冒頭をみよ。
- (15) 全金属機関紙「金属戦線」三四号、一九四九年六月二日。
- (16) 前掲「アウトサイダーの闘争」。

3 全法協の性格

構想を提起したのは全法協であった。この組織の性格をここで検討しておこう。

全法協の前身は、産別会議がその組織内の委員会として計画していた、法規対策委員会であった。⁽¹⁾一九四八年十一月十一日付の「法規対策委員会設立趣意書」によれば、この委員会は、日経連の組織する経営者法曹団への対抗を意識しつつ、次の二つの事業を予定していた。すなわち第一は、「労働諸法規の労働者の解釈を確立」し「積極的な法廷闘争を展開し、労働者側に有利な判決例を勝ちとること」、第二は、「労働法規の改正案を作成し」「政府国会が労働関係法規の改悪案を出した場合に」「批判と対策」を行なうことであった。そして、将来的には「全労働組合の法規対策協議会に盛り上げ」ることが予定されていた。労働省による労働組合法改訂の動きが一九四九年一月月上旬に新聞報道されると、法規対策委員会設立の動きは活発化した。再び同文の「趣意書」が作成され、その裏面には、委員長に産別会議組織部長の金子健太が就任し、顧問に中労委と都労委の一部労働者側委員、自由法曹団の弁護士、民主主義科学者協会（民科）の野村平爾、熊倉武が就任する予定が書かれていた。委員会は、一月二十九日に第一回が、二月五日に第二回が、二月十日に第三回が開催された。⁽²⁾第三回委員会の席で全法協は正式結成された。⁽³⁾会議では「産別他三団体」が「協議会に正式参加」していることが確認された。また、全法協議長に全日本金属労働組合（全金属）副委員長の林武雄が選出され、顧問には、前記の人々のほか、戒能通孝、平野義太郎、鵜飼信成、峰村光郎、中村哲、清岡四郎が就任した。⁽⁴⁾以後、全法協はたびたび総会をひらき、労働組合法改訂案に対する批判論や反対闘争方針を検討決定した。協議会の正式参加組合はしだいに増加し、また、産別会議傘下組合の

みならず、全日本海員組合、日本炭鉱労働組合総連合などの有力中立組合も参加する幅広い組織となっていた。⁽⁵⁾印刷物として『全法協宣伝資料』や『判例批評』を逐次刊行し、また雑誌『人民の法律』の編集に加わるようになった。このような組織的拡大と活動活発化により、全法協は労働組合法改訂反対闘争の一つの中心をなすに至ったのである。

以上に述べた全法協の結成経緯から、全法協の重要な性格として、産別会議そのものとは別組織として一応結成されていることが注意されなければならない。なるほど、全法協は産別会議内の一委員会が転化したものであるが、全法協正式結成後は、形式的には、産別会議は多くの全法協参加組合のうちの一つにすぎなくなるのである。また、顧問として多くの法学者が参加したことによって、全法協内での法学者の法理論活動が可能となり、それが全法協の活動の重要な部分となっていることも看過できない。これによって、法解釈学的に深められた改訂案批判と反対闘争方針の提起が可能となったのである。「アウトサイダー組合」構想が大きな影響力を持ちえた背景には、全法協のこうした組織的理論的な相対的独自性があつたといえよう。

しかしながら、この相対的独自性を過度に強調することともまた誤りであろう。全法協参加組合は、産別会議そのものをはじめとして、多くはその傘下組合であった。また全法協議長林武雄は、産別会議の傘下組合の中でその方針にもっとも忠実な有力組合である全金属の出身であった。このように、全法協と産別会議の関係は、一方ではお互いに相対的独自性を保持しつつも、他方では両者の連係を暗黙のうちに前提しているのである。

こうした関係は、改訂案の批判や反対闘争方針の提起が全法協の名をもって行なわれても、その宣伝は産別会議発行の『労働戦線』や『調査資料』に全法協の印刷物が転載されることによって行なわれるという関係に、よくあらわれている。そして、この関係は「アウトサイダー組合」構想の場合も同様であった。「労働戦線」や『調査資料』においては、「全法協による」とされつつも、その「アウトサイダー組合」構想が転載され、また構想にもとづく全法協の活動が紹介されているのである。当時の読者が、産別会議は「アウトサイダー組合」構想をめざしていると理解したのは、きわめて当然のことであった。そして、産別会議自身も、「アウトサイダー組合」という用語だけは用いないにしても、「われわれは憲法による自由な労働組合として存在し得るのだ」と傘下組合に指示を発して、「アウトサイダー組合」構想を実質的に主張していたのであった。

- (1) 原資料。
- (2) たとえば『朝日新聞』一九四九年一月六日。
- (3) 原資料。この「趣意書」の日付は一九四九年一月である。
- (4) 各回の「法規対策委員会開催通知」（原資料）および産別会議機関紙『労働戦線』一四六号、一九四九年二月六日、一四七号、一九四九年二月十一日。
- (5) 「第二回法規対策協議会通知」（原資料）。なお『資料労働運動史昭和二十四年』一七頁は全法協結成を二月二十九日とし、多くの著作がこれに従っているが、誤りである。産別会議史料整理委員会編『産別会議小史』（一九五八年）八三頁は、正しく二月十日としてゐる。
- (6) 産別会議機関紙『労働戦線』一四八号、一九四九年二月十六日。
- (7) 結成会議が第一回、二月十六日が第二回、二月二十六日が第三回、そして八月五日が第一九回総会であるから、はば「〇日」一回の割合で開催されたことになる。各回の「法規対策協議会通知」（原資料）による。
- (8) 正式参加組合は三月四日現在で五六組合、七月一日現在で八五組合であった。「全国労働組合法規対策協議会」三月四日および七月一日（原資料）による。
- (9) 林は日大法科出身で、戦前に日本労働組合評議会の指導の争議に参加した経歴を持つ。戦後は、日本鋼管鶴見製鉄所労働組合結成の中心人物となり、その初代執行委員長であった。その後、全金属結成

と同時に、その副委員長となった。共産党員である。日本鋼管労働組合、製鉄所労働組合、船鉄労働運動会（一九五六年、戦台社）による。

(10) 指示全文は産別会議関係紙『労働戦線』一七六号、一九四九年五月二十九日。この号は「アウトサイダー組合」構想を提起した前掲「労働法規改悪後の闘争方針」を転載している号である。

4 構想の起源

構想の起源、すなわち、構想がどのような過程をへて形成されたかについて、その全容を明らかにすることは資料的に困難であるが、その一部は明らかにすることができる。

一九四九年改訂法制定前に労働省から多くの通牒が発せられたこと、これらの通牒の内容がほぼ一九四九年改訂法に取り入れられたことは、すでによく知られている。こうした通牒は労働組合法改訂のいわば準備過程をなしていたのである。その中でも特に重要な通牒は、一九四八年十二月二十二日に発せられた次官通牒「民主的労働組合及び民主的労働関係の助長について」⁽¹⁾と、一九四九年二月二日に発せられた次官通牒「労働組合の資格審査基準について」⁽²⁾であって、両通牒は一九四九年法第二条と第五条第二項にほぼ相当する内容を労働組合に「指導助言」し、これに従わない労働組合に「適正厳格なる審査を行う」ことにしていた。このようなわけで、二月二十九日に第一回会合を持った法規対策委員会が、労働組合法改訂反対闘争の具体化の一環として両通牒反対闘争に取り組んだのは、きわめて当然のことであつた。

一月三十一日、法規対策委員会のメンバーは労働省に押しかけ、噂されている改訂案作成に労働者代表を参加させること等を要求して、江口次官と交渉した。席

上、十二月二十二日の通牒も問題とされ、法規対策委員会は「これ（通牒）はなんら法的権限のないものだから、組合が自由に拒否できる」との江口次官の言質を取った。⁽³⁾この直後、二月二日の通牒が発せられた。諸新聞の通牒内容の紹介では、資格審査基準に適しない組合は、地労委および労政当局による是正指導に應じないと、労働組合法の保護を受けないことになると述べていた。⁽⁴⁾法規対策委員会は、一月三十一日の交渉の「口のかわかないうちに」と反撥し、二月四日に再び江口次官と交渉することとなった。席上、法規対策委員会の通牒撤回の要求に対して、江口次官はこれを拒否しつつも、次の「確約書」を取られた。⁽⁵⁾

二月二日付労働組合資格審査基準にかんして労働省はこの指導を拒否する組合にたいし、労組法の保護を拒否する意志は少しもなく、かかる新聞記事は誤りであり、組合がいかなる運営をするも全く組合の任意自由である。

言質や「確約書」は、法規対策委員会の要求が全面的に勝ち取られたことを示すものではない。通牒の存在を既成事実として前提した上で、解釈によって労働省の意図に拘束されない労働組合の自由を守ろうとする、いわば一歩後退した妥協の産物であった。けれども、この論理構成は一定の有力な反撃の武器となっていた。事実、二月十一日に労働省労政局長は通牒「労働組合の規約、協約指導並びに資格審査基準の適用について」を発し、二月二日の通牒に関して「審査基準に抵触するの故を以て適度の猶予期間もおくことなく、……その資格を否認

するが如き方途はとるべきではない」と一定の譲歩を示していた。⁽⁶⁾

ここで注意されることは、言質や「確約書」に示された論理構成が、一九四九年改訂法を前提とした上で解釈上存在しうるものとして「アウトサイダー組合」を構想することと、きわめて類似した論理構成であることである。言質や「確約書」の論理構成の有効性が、一九四九年改訂法国会上程にあたって反対闘争の論理として注目され、その国会通過が必至となるにつれて、「アウトサイダー組合」構想として結実していったのではないかと思われる。その間の事情を資料的に跡づけることはできないが、五月六日付の全法協による「労働法規改悪最終案に対する批判」では、「アウトサイダー組合」の用語が説明のないまますでに出現しており、比較的早くから構想が念頭に置かれていたことをうかがわせる。

ところで、中央レベルにおいては次官通牒そのものの反対闘争は一定の成果を上げたにもかかわらず、それは各県レベルにまでは波及せず、次官通牒にもとづいた県当局による「指導助言」は著しいものがあつた。⁽⁷⁾その中でも、山口県の例が特に注目される。

山口県では、三月二十八日に各組合に対して「各労組の資格審査を行う様、軍政部労働課長から県当局に命令があつた」旨伝えられた。四月四日には、地労委の資格審査が、当日地労委に出頭した一一組合に対して行なわれた。四月十五日付の諸新聞は「軍政部労働課長発表として……一一組合は労組法第二条に該当しない組合と決定した……従って一一組合はあらためて組合規約・協約等を変更し、県に提出し認められる迄は労組法の適用を受ける資格がなくなった」と報道した。そして四月二十

六日には、「県知事から四月六日付けで組合法第二条に該当しないと云う決定書が組合宛に来た。」この決定書に抗議した組合に対して、「当局側は『ある事情のため止むを得ない』と自主性のない答えかたをしているのみ」であった。⁽⁹⁾

このような山口県の例は、資格審査強行の背景に地方軍政部の強力な圧力があり、それが地方軍政部の越権行為であるにもかかわらず、労働省による通牒を越えて県当局と地労委を動かしていることを、如実に示している。一九四九年改訂立法案がGHQ労働課の主導によることはよく知られているが、改訂の準備過程としての次官通牒についても、中央レベルでGHQ労働課が「労働省に援助を与えている」ことを表明するほか、通牒の実施が反対闘争によって動揺をきたすや、それは地方軍政部によって強力に推進されたのであった。

- (1) 労働省発第三二二号。
- (2) 労働省発第三二二号。
- (3) 産別会議議決書「労働戦線」一四六号、一九四九年二月六日。
- (4) たとえば「朝日新聞」一九四九年二月四日。
- (5) 産別会議議決書「労働戦線」一四七号、一九四九年二月十一日。
- (6) 労働第五四号。なお、引用部分については、三月九日に発せられた労働次官通牒「民主的労働組合及び民主的労働関係の助長について」(二三の労働第三二二号)では「適度の期間」に「最長概ね九〇日」の期限を指示し、再び審査促進の立場に立つ。
- (7) 産別会議議決書「労働戦線」一六六号、一九四九年四月二十四日によれば、山口、栃木、高知、岡山、長野、富山の各県が例示されている。
- (8) 三共労働組合「三共労働組合三田尻支部専従者に関する組合資格の件」経過報告(一九四九年四月三十日、原資料)。
- (9) 産別会議議決書「労働戦線」一七二号、一九四九年五月十五日。
- (10) 「労働戦線」編集部は、山口県軍政部の動きを当然知っていたと思われるが、プレスコード違反を避けるためか、それを記事にしている。しかし、慎重な言いまわしで読者に軍政部の介入を知らせていることも事実である。
- (11) 地方軍政機構については、竹前栄治「アメリカ対日労働政策の研究」(一九七〇年、日本評論社、六六―七六頁を参照せよ)。
- (12) 一九四九年二月二日労働課係員談話「労働組合を政治的その他支配的影響力から解放するための労働省の措置」大原社会問題研究所

編『日本労働年鑑第三三集』(一九五一年、時事通信社)七二二頁。

三 諸政治主体の反応と労働省の対応

1 日経連

日経連は、個々の点とはともかくも、一九四九年改訂法に大きな期待をかけていた。「経済九原則」の実施とあわせて、一九四九年改訂法は労資の力関係を資本家側に有利なものにすると考えられていたからである。それだけに、一九四九年改訂法の改訂意図をまったく無視できるとする「アウトサイダー組合」構想には、きわめて強力に反対した。

日経連が六月九日に決定した「改正労働組合法の施行に対する意見」では、「解釈運用の面において事実上改正法を無力化せんとする傾向がみられることは、まことに遺憾」と述べ、法文が不明確なため解釈上「労働組合側に政治的策謀の余地を与える」ことを憂慮して、日経連の見解を対置した。その第一は「アウトサイダー組合」の刑事免責の適用除外の明確化要求であった。⁽¹⁾その後、日経連は「アウトサイダー組合」についての見解をあらためてまとめ、刑事免責の適用除外のほか、民事免責の適用除外、協約能力の否定等々を主張した。それは全法協が不利と考えていた点にとどまらないもので、全法協の見解と真正面から対立していた。そして、具体的な使用者の方針として、労働組合への経費援助は「絶対に打切らねばならぬ」ことを掲げた。⁽²⁾日経連は「アウトサイダー組合」の活動禁止を要求したといつてよい。

(1) 日経連「十年の歩み」(一九五八年)二四頁。

労使関係制度の展開

——日本の経験の意味するもの——

OECD著/日本労働協会訳・編 B6判/118頁 500円(〒120円)

日本の輸出の大幅な増加にともない、ヨーロッパでも日本の労使関係制度への関心が急速に高まっている。「日本とヨーロッパはお互いに何を学ぶことができるか」というきわめて現実的関心を抱き、昭和50年9月から10月にかけて来日した視察団の報告書。

OECD対日労働報告書

OECD著/労働省訳・編

A5判
1,200円

日本労働協会 ● 東京都港区芝公園1の7の6(中退金ビル) ☎03(436)0151

(2) 『日経連タイムス』五五号、一九四九年六月二十三日。

2 総同盟と民同派

総同盟は一九四九年改訂法の制定に反対の態度をとり、法案が国会通過するまでは多彩な反対運動を展開した。しかし、法案が国会通過し、全法協が「アウトサイダー組合」構想を提起するに及んで、これらに対する見解と新方針をまとめる必要にせまられた。検討には一定の時間がかかり、ようやく六月二十四日付総同盟機関紙『労働』紙上に、正式見解でないことをことわりつつ、総同盟労働法規対策特別委員会の「中間的結論」が掲載された。その内容を、一九四九年改訂法自体に対する方針と「アウトサイダー組合」構想についての見解にわけてみておこう。

一九四九年改訂法に対しては、「幾多修正を要求すべき点があるが、すでに法律として公布施行された以上は、この法規の中において堂々と改正を要求し、われわれの立場を有利に確保するよう実施面を通じて闘っていくことが当面の目標」であるとした。一九四九年改訂法第五条第一項の「立証」をなじうる組合になりつつも、再び法改正を求める方針だったのである。なお注目すべきは、「立証」のため組合が注意すべき点で、「立証はその都度行なわれるが……予め認定を受けておくことも一案である」と述べていることである。また再改正要求は、その後設置が決定された労働法規改正委員会で本格的に検討されることになった。⁽³⁾

このような方針であったから、「アウトサイダー組合」構想には「断固として反対」であった。「資本攻勢を前にして労働組合から法律上の保護を奪い、まるはだか

放り出すものであり、かつまた労組法改正要望の手段としても正当な方法でな」いからであった。そして、「アウトサイダー組合」の不利な点として全法協の指摘とはほぼ同じ点を列挙した上で、さらに、「労組法第一条第二項の免責規定〔刑事免責規定〕及び民事上の免責等についても問題が残る」としていたことが注目される。これは、日経連が明確に活動禁止を要求したのに比較すれば、やや穏当な見解といえる。しかしそれは、日経連と同じく「アウトサイダー組合」の活動を非法法視する傾向のものであった。そして、その見解の背後には反共主義があった。この「中間的結論」では削除されたがその原案と推測される非公式文書では、「法外労働組合は：共産主義的運動の手段として取り上げられる所に最大の主眼があることを「基本的な考え方」の第一としていた。

いわゆる民同派も一九四九年改訂法制定には反対であったが、法案の国会通過後は総同盟とはほぼ同様の方針をとっていた。もっとも、総同盟よりも強い反共主義を前面に出していることが目を引く。その機関紙によれば、「アウトサイダー組合」構想は「暴力革命方式の現れ」であり、「革命前夜の夢につかれた日本共産党が、労働法の保護も失なった労組を、素手で反動攻撃の矢面に立たせ、其の犠牲の上に大混乱を惹起し、革命の緒口をつけよう」とするものと論断していた。⁽⁴⁾

(1) 産別会議の法規対策委員会に於て設置された総同盟内の委員会である。総同盟「第六回中央執行委員会議案」(一九四九年一月二十九日、原資料)一四一・一七頁による。
(2) 総同盟機関紙『労働』一三八号、一九四九年六月二十四日。『資料労働運動史昭和二十四年』二七・二八頁に「中間的結論」の「アウトサイダー組合」構想についての見解部分だけが収録されている。但し、六月二十四日記事を同日決定と速断し、「中間的結論」であることを削除している。こうした処理は、その資料価値を著しく低

めるものであろう。

(3) 総同盟機関紙『労働』一四二号、一九四九年七月二十二日。

(4) 労働法規対策特別委員会「法外労働組合についての見解」(原資料)。

(5) 私鉄総連自主性擁護同盟準備会「自主戦線」九号、一九四九年六月十五日。

(6) 『国鉄民同』一〇号、一九四九年六月二十二日。

3 GHQ労働課

一九四九年改訂法の立案はGHQ労働課の主導のもとで行なわれ、またGHQが当時の実質上の最高権力者であったことはいうまでもないから、GHQ労働課の「アウトサイダー組合」構想についての見解はきわめて重要である。以下では、新聞報道された限りでのその見解をみてみよう。⁽¹⁾ 見解は二度表明された。第一回目は、六月十六日GHQ渉外局発表の労働課長代理エーミスの声明であり、第二回目は、六月二十日の労働省主催全国労政課長会議に送られたエーミスのメッセージと同会議に出席した労働課労働関係労働法規係長ウォーレンの見解表明である。⁽²⁾

まず注目されることは、「アウトサイダー組合」が一九四九年改訂法のもとで存在しうるという見解である。十六日のエーミス声明は、当然存在しうるという前提に立ってその主張を展開している。二十日のウォーレン見解では、「刑法第三五条の免責規定〔刑事免責規定〕は改正法第二条の要件を満たさないもの〔法外組合〕」に対して適用され、民事上の免責は労働組合でない他の団体と同様に取扱う」とされている。後者では、民事免責はともかく、「アウトサイダー組合」の刑事免責は明言されており、日経連のみならず総同盟の見解とも大きく異なる。こうした声明や見解によれば、「アウトサイダー組

合」は一九四九年改訂法にかかわりなく存立でき、かつ刑事免責を与えられるものである。この限りでは、GHQ労働課の見解は全法協の解釈にもっとも近いものであった。

このような見解であったから、「アウトサイダー組合」構想を非難するにしても、構想が自らの立法意図と異なることを強調するにとどまった。たとえば、十六日のエーミス声明では、構想は「改正の趣旨を全く知らないかあるいは誤解しているもの」として非難されていた。また、二十日のエーミスのメッセージでは、「法律家たちがこの法律を細かく解釈してこれを曲げざることを許さない。法律を解釈するに当って一番重要なことは、この法律を書いたときの趣旨を重んずることである」と述べていた。もとより、GHQは当時の実質上の最高権力者であったから、全法協の解釈がGHQ労働課の立法意図と異なるという非難は、きわめて強力であったといわねばならない。しかし、そのGHQ労働課でさえ「アウトサイダー組合」を非合法と断言できなかったことは、全法協の構想が妥当性を持つことをGHQ自らが証明することになっていた。

- (1) 新聞に報道されないインフォーマルな見解表明が当然あったと考えられるが、資料的に明らかにできない。
- (2) 「読売新聞」一九四九年六月十七日「日経連タイムス」五五号、一九四九年六月二十三日。十六日の声明内容はこの両紙がもっとも詳細である。なお、この時期は、GHQ労働課長（ヘラー）はILO総会（出張中）であり、労働課の責任者はエーミスであった。
- (3) 「日本経済新聞」一九四九年六月二十一日。二十日のエーミスのメッセージとウォーレンの見解の内容は、同紙がもっとも詳細である。

4 労働省

一九四九年改訂法制定を直接担当した労働省は、以上

のような諸政治主体の反応を耳にしつつ、「アウトサイダー組合」構想にどのように対応したであろうか。労働省については、考察の時期を構想提起の前後にひろげて、やや詳細に対応の特徴を跡づけたい。

「アウトサイダー組合」構想の提起前に執筆された勞政局長賀来才二郎著「改正労働組合法の詳解」⁽¹⁾は、構想について直接言及しているところはない。しかし、第八条（民事免責規定）の解説で、「本条の保護は、直接には第二条にいう労働組合のみに限定されるが、争議団等の争議行為にも、当然類推適用されることも、第一条第二項（刑事免責規定）の場合に類する」としている⁽²⁾。この解説によれば、刑事・民事免責は「アウトサイダー組合」に「当然類推適用される」ことになるであろう。そして、第五条第一項の解説で、「本項は、法律の与える特別の保護は法律が要求している最小限の要件をも備えていないものに対しては与えないという趣旨」であること、特別の保護とは「不当労働行為の救済手続」「法人登記の手続」「協約拡張適用の申立」「労働委員会の委員候補者の推薦手続、斡旋、調停、仲裁の手続等」であるが、しかし「斡旋、調停、仲裁、団体交渉拒否の不当労働行為の救済手続」⁽³⁾は「労働組合としてではなく、争議団その他の労働者の団体又は争議の当事者の資格において、その手続に参与することができる」としている。最後のことわり書が「アウトサイダー組合」に適用されることは、いうまでもなからう。概して言えば、「改正労働組合法の詳解」執筆時点での労働省の見解は、はからずも、全法協による「アウトサイダー組合」構想の法解釈とはば一致し、「アウトサイダー組合」がそれほど不利でないことを示すものだったのである。

日本労働協会調査研究資料

残部僅少

実費頒布いたします。

Na78	中学校卒業者の職業経歴・労働移動の類型と要因に関する研究（昭和43年）	300円（〒120）
Na79	中小企業労働者の職場意識（昭和43年）	350円（〒120）
Na80	三公社五現業賃金紛争調整実態の研究（昭和44年）	1,000円（〒200）
Na81	機械工業における労働移動・職種別賃率および技能評価の関連に関する研究（昭和44年）	350円（〒120）
Na84	三公社五現業賃金紛争調整実態の研究—統編—（昭和45年）	1,300円（〒200）
Na88	定時制高校生の意識調査（昭和48年）	400円（〒120）
Na89	全国的労働争議調整実態の研究（昭和48年）	1,200円（〒160）
Na91	中高年労働者の定年および労働の実態と意識（昭和49年）	550円（〒120）
Na92	出稼労働者の雇用ならびに労働生活の実態（昭和51年）	250円（〒120）
Na93	企業内住宅施策の機能とその問題点（昭和52年）	300円（〒120）
Na94	高年労働のかかえる諸問題（昭和52年）	200円（〒120）
Na95	日系企業内労使間コミュニケーションの実態と問題点—インドネシア—（昭和53年）	600円（〒120）
Na96	日本の中高年労働者問題に関する調査研究目録（昭和54年）	450円（〒120）

日本労働協会・東京都港区芝公園1-7-6 ☎ 03-436-0151 振替東京 1-52699

このような見解をとっていた労働省は、「アウトサイダー組合」構想の出現に苦慮することになった。六月十日の「一九四九年改訂法施行にあたって発表された「労働次官談」は、ほぼ全文を「アウトサイダー組合」構想に關連づけ、その苦慮の程を示している。「次官談」では、「アウトサイダー組合」は「本法「一九四九年改訂法」及び労働法上の手続参与と救済を受けないのみならず、労働協約も締結できない」として、以前の見解における不利にさらに協約当事者になれない不利を付加した。この不利は輕視できないであろう。しかし、「次官談」でもまた刑事・民事免責について言及がなく、これらは當然視されているとみてよい。そして、「アウトサイダー組合」は「自ら非民主的組合であるか、御用組合であることを宣言するものである」として非難されるにとどまっていた。「次官談」は、解釈論的には以前とはほぼ同様でありながら、「アウトサイダー組合」を排除したい願望を示したものであった。⁽⁵⁾

「次官談」を発表する他方で、労働省が団体等規正令を再改正することを検討していたことは注目される。団体等規正令は、政党その他の団体に、名称、目的、役員、構成員の住所、氏名、所属団体を届け出る義務を課していたが、労働組合に準ずる労働者の団体等にはこの義務を免除していた。労働省は、再改正によりこの免除を取り去って、「アウトサイダー組合」規制に団体等規正令を利用しようとしたのである。団体等規正令の再改正検討は労働省が「アウトサイダー組合」対策に苦慮していることを示しているが、それは、「アウトサイダー組合」を刑事・民事免責のない非合法団体には、なしえな

労働省の見解は七月六日に発せられた通牒で変化した。七月六日の労政局長通牒「労働組合の組織と運営に關する協力と勧告の実施について」は、「協力、勧告する重点」として「法外組合」の一項を設けた。その中で、「法外組合」は「一部の極左組合」が「使用者から財政援助を仰いだり又は監督的地位にある者を組合員と認めよう」としたもので、これらは「労働組合法第二条に基き禁、止さるべきである。労働組合としての機能を有する労働者の団体は、第一条の適用を受けないわけにはいかない」と決めた。この論理では、これまでの解釈とは異なり、「アウトサイダー組合」が活動する余地がまったく認められないことが注目される。

このような論理が明確な法解釈として示されたのが、八月八日に発せられた労政局長通牒「労働組合法解釈例規第一号」であった。⁽⁶⁾「解釈例規」は、刑事免責については「労働組合法第二条に該当しない労働者の団体に対しては、第一条第二項の規定「刑事免責規定」は適用されないことは当然であるが、かかる団体の行為についても、直接刑法第三五条の規定により処罰から免れることがあり得る」とし、また民事免責についても「第八条の規定「民事免責規定」は、労働法上の労働組合以外の労働者の団体に対して適用がないことは勿論であるが……労働法上の労働組合以外の労働者の団体の行為についても、第八条の規定の類推によって……損害賠償の責任を生じないことがありうる」としていた。この解釈では、「アウトサイダー組合」は刑事・民事責任を負うのが「当然」「勿論」であって、その免責は「ありうる」可能性にすぎないのである。その他「労働関係の当事者」であっても、その実体が社会的性格を有する労働者の団

体であって労働組法第一条及び第五条第二項に適合しないものは……あつて、調停、仲裁を自ら申請することは出来ない。従つて……労働者の団体の資格を審査した後でなければ、あつて、調停、仲裁の手続を開始できない」とか、「労働法上の労働組合でない労働者の団体の構成員である労働者については……不当労働行為の成立はあり得ない」等々、「アウトサイダー組合」の不利を、従来の見解では全然指摘していなかった点を含めて、全面的に展開したのである。

労働省の対応は、以上から明らかなように、数カ月の間には逆転したといつてよい。五月の「改正労働組合法の詳解」では、「アウトサイダー組合」構想が十分根拠を持つことを示す解説が書かれていたが、八月の「解釈例規」では、「アウトサイダー組合」の刑事・民事免責を疑問とし、その活動の合法性をあいまいにしているのである。

- (1) 一九四九年五月二十五日印刷五月三十日発行、中央労働学園。
- (2) 同右一三六頁。
- (3) 同右一一三、一一四頁。
- (4) 「週刊労働」二一六号、一九四九年六月二十日に全文掲載されている。
- (5) 「読売新聞」一九四九年六月八日には、御手洗喜博労働組合理事長による同題旨の発言がある。また「週刊労働」二一七号、一九四九年六月二十七日にも、賀来才二郎労政局長による同題旨の談話がある。
- (6) 政令第六四号（一九四九年四月四日）。これは勅令第一〇一号「政令、協会其ノ他ノ団体ノ結成ノ禁止等ニ関スル件」（一九四六年二月二十三日）が改訂された政令である。
- (7) 団体等規正令の再改正については、「日本経済新聞」一九四九年七月一日。
- (8) 労働第二七三号。
- (9) 労働第三一七号。